

令和4年度食品ロス削減月間ポスターデザイン案募集要項

1. 募集目的

食品ロスの削減については、「持続可能な開発目標」(SDGs)のターゲットの一つとされているなど、国際的にも重要な課題となっています。

我が国においては、「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)」に基づき、毎年10月を食品ロス削減月間と定め、これまでも、消費者、行政、事業者が一体となって、食品ロス問題に関する教育・啓発を集中的に実施してきたところです。

食品ロス削減についてより分かりやすくイメージを伝えられるようにするため、今年度から新たに、食品ロス削減月間ポスターのデザイン案を、消費者の皆様から広く募集(以下「本募集」といいます。)することとしました。

採用作品は、「令和4年度食品ロス削減月間ポスター」として国や地方公共団体、消費者団体、事業者などにおいて使用されるほか、その他の媒体においても食品ロス削減の周知・啓発のために広く活用されることがあります。

2. 募集作品

(1) 食品ロス問題を消費者一人一人が「我が事」として考え、「行動」に移すことを促すような作品としてください。

詳細については参考資料を参照ください。

(2) 以下の語句を必ず応募作品に掲載してください。

・「10月は食品ロス削減月間」

・「10月30日 食品ロス削減の日」

(3) 応募作品は、絵画、イラスト、CG、写真などで構成された「平面作品」とします。作品はPDF(メール容量上限10MB以内)でお送りください。採用決定後、印刷用の実データをお送りいただきます。カラーモードを「CMYK」に設定、画像解像度は実寸350dpi程度として、文字データをアウトライン化したデータ及びアウトライン化する前のデータの両方をお送りください。

(4) ポスターは「B2サイズ・タテ」で印刷・掲示するため、B2判で印刷されることを想定したデザインにしてください。

(5) 採用作品(デザイン)は別添2イメージ図のとおり以下の語句など(食品ロス削減国民運動のロゴマーク『ろすのん』のデザインなどを含む)をポスター下部に印刷することが基本となるため、ポスター下部5分の1を白場(余白)にしてデザインしてください(白場の正確なサイズは、採用決定後に調整させていただきます。)。よって以下の語句などの記載は不要です。

- ・ 消費者庁、農林水産省、環境省、SDGs ロゴマーク
- ・ 採用された方の氏名（ペンネーム可）
- ・ 食品ロス削減国民運動のロゴマーク「ろすのん」のデザイン

なお、採用作品の応募者と当庁の協議などにより、別添 2 イメージ図の配置を変更させていただく場合や、字体を変更（消費者庁ロゴマークの字体は固定）させていただく場合があります。

※ 御参考：令和 3 年度ポスター

URL

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/assets/Oct-Nofoodloss-Month.pdf

(6) 応募点数に制約はありません。ただし、応募の際は 1 点ずつ送付してください。詳細は「4. 応募方法」を参照してください。

3. 応募資格

プロ・アマを問わず、どなたでも応募できます。

応募は日本国内に居住する方に限らせていただきます。

4. 応募方法

電子メールにて、別紙の応募様式に必要事項を記載の上、作品と併せて送付してください。なお、複数の作品を応募する場合は、応募様式は作品ごとに作成してください。

また、メール 1 通につき、添付できる作品及び応募様式は 1 点ずつとします。応募作品 1 点ごとにメールを作成し、提出してください。

メール容量の上限は 10MB までです。上限を超える場合は、提出前に 10. の提出先・問合せ先へ御相談ください。

紙媒体での郵送はお控えください。

応募をもって、応募規約に同意いただいたものとみなしますので、事前に別添 1 の応募規約をよくお読みください。

応募者が自ら考え、第三者の著作権、商標権、肖像権、そのほか知的財産権を侵害していないポスターデザインを応募してください。

5. 応募期間

令和 4 年 4 月 13 日（水）から令和 4 年 6 月 17 日（金）16:00 まで

6. 審査方法・発表

「令和4年度食品ロス削減月間ポスターデザイン案募集」審査委員会において、デザインの独創性や広く消費者に波及できるものになっているか等を踏まえて、厳正かつ公平に審査を行い、採用作品を1点決定します。

採用作品の応募者には直接連絡します。正式発表は8月中の予定です。なお採用作品は、当庁ウェブサイトに掲載するとともに、採用された方の住所（都道府県名のみ）及び氏名（ペンネーム可）を併せて公表いたします。

7. 採用作品の活用

採用作品を基にポスターを制作し、令和4年10月の食品ロス削減月間の周知・啓発のために、国や地方公共団体、消費者団体、事業者団体などにおいて広く活用する予定です。採用された方の氏名（ペンネーム可）は、ポスターに印字します。

採用作品は、食品ロス削減月間ポスター以外の媒体においても食品ロス削減の周知・啓発のために広く活用されることがあります。

8. 賞

採用作品の応募者にはQ U Oカード10万円分を贈呈いたします。

9. 注意事項

- (1) 応募に際しての注意事項は、以下に定めるほか、応募規約をよくお読みください。
- (2) 応募に関する費用は全て応募者が御負担ください。
- (3) 審査状況や審査結果に関する問合せには応じられません。

10. 提出先・問合せ先

応募作品の提出・不明な点については、g.no_foodloss_poster@caa.go.jpまで連絡をお願いいたします。

担当：消費者庁 新未来創造戦略本部 消費者教育推進課 溝木、樋口

応募規約

応募をもって、本応募規約に同意したものとみなします。事前によくお読みいただき、御応募ください。

令和4年度食品ロス削減月間ポスターデザイン案

1. 応募作品に関する注意点

以下の内容を含まないこと。

- ・法令に違反するもの
 - ・暴力的・差別的・卑わいな表現を含むもの、犯罪を助長するもの又は公序良俗に反するもの
 - ・個人・企業・団体など他者の名誉・信用を毀損するもの又はプライバシーを侵害するもの
 - ・第三者の著作権、商標権、肖像権、そのほか知的財産権を侵害するもの
 - ・特定の企業の取組や商品などの宣伝又は政治・宗教等特定のイデオロギーの宣伝若しくは勧誘と認められるもの¹
 - ・その他本募集の趣旨に照らしてふさわしくない表現を含むもの
- ※ 応募作品の著作権等の権利の取扱いについては、「3. 著作権等について」をよくお読みください。

2. 個人情報の取扱いについて

- (1) 応募に伴う個人情報については個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って当庁で適正に管理し、本募集以外に使用することはありません。
- (2) 応募者は、当庁が応募者に関する次の各号の情報について、本募集に関する連絡のため、必要な保護措置を講じた上で利用することに同意するものとしてします。
 - ・応募者が当庁に提供する氏名、性別、住所、電話番号、メールアドレス
 - ・その他本募集に関し応募者が当庁に提供した情報に含まれる個人情報
- (3) 前項に定める同意事項に関し、応募者が、審査通過後にその全部又は一部につき異議を述べる場合は、当庁は、当該応募者について審査通過を取り消

¹ 応募作品に特定の事業者の商号、特定の商品・サービスの商標や標章が含まれる場合には、この規定に該当するものと認めます。

すことがあります。

3. 著作権等について

(1) 応募者は、応募作品が、自身で発案したものであって自身のみ著作権等の全ての権利が帰属するオリジナル作品であること、また、本募集への応募前に発表していないものであることを、応募をもって表明し、保証したものとみなされます。

※ 特に、他のサイト、第三者のブログ等から、許可なく画像等を使用することは、著作権等の権利の侵害に該当する可能性がありますので、御遠慮ください。

(2) 採用作品について権利侵害を主張する第三者との間の紛争には、応募者自らが対応することとし、当庁は一切の責任を負いません。当庁が損害を被った場合は、応募者に、損害を賠償していただくこととします。

(3) 応募者は、応募作品が採用作品に選出されたときに、当該作品が令和4年度食品ロス削減月間ポスターデザイン案募集要項「1. 募集目的」及び「7. 採用作品の活用」に規定する範囲内で利用されること、また、当該作品が当該範囲内で利用される限りでは当該作品に係る著作者人格権を行使しないことを、応募をもってあらかじめ許諾し、また、了承したものとみなされます。ただし、その詳細については、選出後の当庁との協議により別途定めるものとします。

(4) 前項の許諾及び了承は無償のものとなります。

4. その他注意事項

(1) 本募集は予告なく変更・中止することがありますので御了承ください。

(2) お使いの機器の機種及び使用状況、通信環境等の理由により、応募できない場合がありますが、当庁では対応いたしかねます。またお使いの機器の設定などに関するお問合せには、当庁では原則回答できません。

(3) 未成年者が応募する場合、保護者の方の同意の上で御応募ください。

(4) 写真を使用する場合などにおける肖像の利用については、あらかじめ被写体（未成年者の場合はその保護者）から了解を得てください。

(5) 当庁は、本規約について、本募集の応募者の同意を得ることなく、期間を問わず本規約の内容を変更することができるものとし、変更後の本規約は方法のいかんを問わず、当庁が公表した時点で効力が生じるものとします。

(6) 本規約の規定又は公序良俗に違反する行為、当庁及び他の応募者に対する誹謗中傷、不利益を与える行為など、当庁が不適切と判断した場合、ポスターへの採用後であっても採用を無効とすることがあります。

(7) 本規約は日本法を準拠法とし、本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

イメージ図

